

## 鹿角市水道料金等徴収業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

本要領は、「鹿角市水道料金等徴収業務委託」に係る委託契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式の実施方法等、必要な事項を定める。

### 1. 委託業務の名称

鹿角市水道料金等徴収業務委託（以下「委託業務」という。）

### 2. 業務の目的

水道料金等徴収業務に係る窓口業務、開閉栓業務、検針業務など、民間事業者の知識や技術の活用により、事務の効率化や利用者サービスの一層の向上を図ることを目的とする。

### 3. 委託業務の内容

「鹿角市水道料金等徴収業務委託仕様書」に示すとおりとする。

### 4. 見積上限額

**259,600,000円**（消費税及び地方消費税を除く）

（この金額は、契約（予定）金額を示すものではありません。また、この見積上限額を超えた場合は失格とする。）

### 5. 委託期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで

### 6. 業務の引継及び委託準備期間

契約の締結日から令和8年9月30日までを業務の引継期間とし、これにかかる経費は受託者の負担とする。

## 7. プロポーザルのスケジュール

(1) プロポーザル方式による選定は、以下のスケジュールに従って行うものとする。  
ただし、業務の都合によりスケジュールを変更する場合は、別に通知する。

内 容	日付 (時期)
プロポーザルの実施及び参加申込の公告	令和8年4月10日 (金)
プロポーザル参加申込受付期間	令和8年4月13日 (月) ～5月1日 (金)
プロポーザル参加資格の回答期限	令和8年5月 8日 (金)
業務提案書作成等に係る質問書受付期間	令和8年5月 8日 (金) ～5月15日 (金)
質問書への回答期限	令和8年5月19日 (火)
業務提案書受付期間	令和8年5月 8日 (金) ～5月22日 (金)
プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年6月 8日 (月) 頃
選定結果及び非選定結果の通知	令和8年6月15日 (月) 頃まで
非選定理由の説明要求期限	令和8年6月22日 (月) 頃
非選定理由の回答期限	令和8年6月29日 (月) 頃
委託準備期間	契約締結日 ～令和8年9月30日 (水)

(2) 各手続き (参加申込、業務提案書提出等) の受付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。また、郵送による提出の場合は必着とする。

## 8. 参加資格

公募プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 単独事業者であること。ただし、管理者が承認した場合は、一部再委託を妨げない。
- (2) 類似業務の受託実績があること。

(3) 令和8・9・10年度における鹿角市の入札参加資格者（物品および役務の提供等）であること。

(4) 情報セキュリティマネジメントシステムISMS（ISO27001）又はプライバシーマーク（JISQ15001）など、第三者機関の審査による認証を本業務の公告日において取得していること。）

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しない者。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又は再生手続をしていない者であること。

(7) 税に滞納がないこと。

(8) この公告日において、鹿角市から指名停止の措置を受けていない者。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある者でないこと。

(10) 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。

## 9. 参加申込書の提出

公募型プロポーザル方式参加申込書（様式第1号。以下「参加申込書」という。）に次の書類を添付し、持参又は郵送での提出とする。

(1) 登記事項証明書（履歴事項又は現在事項全部証明書）

(2) 納税証明書

鹿角市内に本社及び支店、営業所を有する事業者

鹿角市税：滞納がない証明

秋田県税：秋田県税に係る徴収について未納がない証明書

国 税：「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納がない証明書（その3の3）

鹿角市内に本社及び支店、営業所を有しない事業者

国 税：「法人税」、「消費税及び地方消費税」について未納がない証明書（その3の3）

(3) 配置予定給水装置工事主任技術者の資格証の写し

(4) 水道料金等徴収業務の実績調書（任意様式）

(5) プライバシーマークまたはISMSなどの第三者機関が発行した認証登録証の写し、またはそれに類する書類

- (6) 会社概要（資本金、売上高、社員数、本・支店、営業所拠点など）がわかるもの（会社案内等のパンフレットでも可）

※上記（1）及び（2）は参加申込書を受理した日を基準として3カ月以内に発行されたものであり、写しでも可とする。

#### 10. 参加資格審査・通知

提出された参加申込書類について参加資格を確認し、参加資格の有無の結果通知を令和8年5月8日（金）頃郵送により行い、併せて電子メールを送信する。

参加資格を有する者には業務提案書の提出を依頼する。資格を有しない者は、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を通知する。非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に書面により非選定理由についての説明を求めることができる。回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。

#### 11. 辞退届の提出

プロポーザルへの参加要請を受けた事業者が、後続手続への参加を辞退したいときは、公募型プロポーザル方式参加辞退届（様式第2号）を持参又は郵送により、令和8年5月22日（金）までに提出すること。

#### 12. 質問書の受付

- (1) 提出方法 別添の質問書（様式第3号）により、電子メールにて提出すること。

なお、質問者は電子メールで送信した後、鹿角市建設部上下水道課まで電話で連絡をして、必ず受信の確認を行うこと。

E-mail : [suidou@city.kazuno.lg.jp](mailto:suidou@city.kazuno.lg.jp)

- (2) 提出期限 令和8年5月15日（金）午後5時まで（必着）  
(3) 提出先 鹿角市建設部上下水道課管理班  
(4) 回答方法 令和8年5月19日（火）までに質問者の社名等を伏せて全参加事業者へ電子メールにより回答する。

#### 13. 業務提案書

参加事業者は、提出書類を作成のうえ、提出期限までに提出すること。

- (1) 業務提案書の記載内容

業務提案書には、以下の項目について記載又は資料を添付すること。

ア. 会社概要及び財務状況

(ア) 会社名、本社及び支店等の所在地

- (イ) 業務内容、従業員数
- (ウ) 主要取引銀行
- (エ) 賞罰、訴訟の有無及び履歴（過去5年間）
- (オ) 財務諸表（直近2年度分の貸借対照表、損益計算書）

#### イ. 受託実績

- (ア) 料金徴収業務の受託実績（当該委託業務と同様のもので全部又は一部かは問いませんが、具体的な内容を記載してください。過去5年間）

#### ウ. 業務実施体制

- (ア) 人員の構成、車両の配置
- (イ) 各業務における業務従事者（業務責任者、徴収・調定担当者、給水装置工事主任技術者ほか）の適正について
- (ウ) 現金管理体制について
- (エ) 従業員研修（マニュアル、研修内容等）について
- (オ) 急な欠員が生じた場合の対応について
- (カ) 不祥事の防止及び発生した場合の対応について
- (キ) 業務引継方法（業務不履行時、契約終了時）について

#### エ. 業務実施計画

- (ア) 窓口業務に対する考え方
  - a 接遇、コンプライアンスについて
  - b 苦情への対応及び再発防止に対する考え方
- (イ) 開閉栓業務に対する考え方
  - a 休日等の時間外の対応について
  - b 繁忙期の対応について
  - c 現地精算対応について
- (ウ) 検針業務に対する考え方
  - a 検針員の確保、補充、引継方法について
  - b 誤検針に対する対応について
  - c 異常水量の対応について
  - d 冬期間の積雪時の検針について
- (エ) 水道メーター情報管理業務に対する考え方
  - a 検定満期に伴う水道メーターの交換業務を市が発注した交換業者とどのような手順で行うか。
- (オ) 調定・更正業務に対する考え方について
  - a 水道料金等調定の管理、チェック体制の方法について
- (カ) 収納業務に対する考え方について
  - a 転居先不明者の調査方法について

- b 水道使用者の支払いの利便性の確保について
- (キ) 滞納整理・水道給水停止業務に対する考え方
  - a 収納率向上策（回収方法、目標収納率）
  - b 給水停止手順について
  - c 債権管理（滞納者情報、支払誓約書の管理、時効対応等）
- (ク) 電子計算処理業務に対する考え方
  - a システムの構築業務（設備機器、システム設計、開発、データ移行、テスト稼働、導入スケジュール）
  - b 維持管理業務（保守管理、障害時対策、データのバックアップ）
  - c 処理業務（日次業務、月次業務、年次業務、集計業務、報告書作成処理）
  - d 支援業務（操作説明書、自治体担当職員に対する研修計画）
  - e システムの拡張性（機能追加、カスタマイズ要求への対応、料金改定、法改正）
- (ケ) 下水道受益者負担金（農業集落排水受益者分担金を含む。）事務に係る補助業務に対する考え方
  - a 消し込み処理、口座データ作成、窓口対応業務等
- (コ) 個人情報保護体制に対する考え方
  - a 管理体制（マニュアル、セキュリティポリシー、取扱責任者）について
  - b 情報漏えいが起きた際の対応について
- (ク) 災害時及び緊急時対策等の危機管理体制に対する考え方
  - a 災害発生時の対応について
  - b 災害発生時及び緊急時の自社への応援体制について
  - c 災害発生時及び緊急時の上下水道課への支援体制について
- (シ) その他委託業務に係る提案
 

本件業務委託に関して、業務の効率化及び市民サービスの向上につながる実現可能な業務提案について
- オ. 地域貢献（地元経済・地元雇用）に対する考え方
  - (ア) 地元経済への貢献について
  - (イ) 本件委託業務に関しての地元雇用の計画について
  - (ウ) 上記及び検針員の雇用条件について
  - (エ) その他本件業務委託又は以外における地域貢献
- カ. 提案見積書及び積算内訳書
 

提案見積書には、別紙「鹿角市水道料金等徴収業務仕様書」の第13章参考業務量及び委託概要等を基に見積金額の総額の委託料を千円単位で記載すること。

また、積算内訳書は「別紙1」を参照し、項目別の金額を記載すること。

提案見積書及び積算内訳書は、消費税及び地方消費税を除いた金額で記載する

こと。

(2) 業務提案書の作成方法

- ア. 業務提案書は、日本工業規格 4 版サイズとし、A 3 版サイズを使用する場合は、折り綴りとする。
- イ. 業務提案書には、目次及びページ番号を付けることとする。
- ウ. 提出部数 正本 1 部、副本 1 0 部
- エ. 提出期限 令和 8 年 5 月 2 2 日（金）午後 5 時まで
- オ. 提出方法 持参又は郵送に限る。（郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。）
- カ. 提出先 鹿角市建設部上下水道課（送付先は「20 問い合わせ先」を参照）

14. 業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング

- (1) プレゼンテーションの参加要請（日時及び場所、時間等）は、別途参加事業者に通知する。
- (2) プレゼンテーションに参加できる人数は 3 人までとする。出席予定者の氏名をプレゼンテーション要請の通知を受けた後、担当まで又は電子メールで報告すること。様式は任意とする。
- (3) プレゼンテーションの所要時間は 1 参加事業者あたり 40 分以内とし、時間配分は、説明及びプレゼンテーションが 30 分以内、質疑応答を 10 分以内とする。

15. プロポーザルの審査方法及び評価基準

最終受託候補者及び次点者を選定するため、鹿角市水道料金等徴収業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、鹿角市水道料金等徴収業務プロポーザル審査基準に基づいて、審査・評価する。

16. 選定結果の通知

- (1) 管理者による受託候補者決定後、各参加事業者に対しプロポーザルの結果を書面で通知する。
- (2) 受託候補者に選定されなかった参加事業者は、非選定の理由説明を要求することができる。
- (3) 非選定の理由説明要求書の提出方法は、持参又は郵送とする。
- (4) 非選定の理由説明書の交付方法は、郵送とする。

17. 契約の締結

最終受託候補者の決定後、最終受託候補者と提案内容に基づき、契約条件等について協議のうえ、契約を締結するものとする。ただし、最終受託候補者との協議が成立しない場合は、次点者と協議を行うことができるものとする。なお、契約の締結に関して必要な費用は、事業者の負担とする。

#### 18. 関係法令の遵守

参加事業者は、関係法令並びに鹿角市条例及び規則、プロポーザル方式実施要領等を遵守することを誓約したものとみなす。

関連法令等に違反した場合は、その者を失格とみなす。

#### 19. その他

(1) プロポーザル方式の参加に伴う業務提案書等の作成及びプレゼンテーション等に係る全ての経費は、参加事業者が負担することとする。

(2) 業務提案書等の提出された書類は、返却しない。

(3) 提出された業務提案書等は、鹿角市情報公開条例（平成9年鹿角市条例第27号）に基づいた情報公開の対象となる場合がある。

#### 20. 問い合わせ先

プロポーザルの手続き等に係る担当及び各書類の提出先

〒018-5292

秋田県鹿角市花輪字荒田4番地1

鹿角市建設部上下水道課管理班 佐藤まで

電話番号 0186-30-0275 FAX番号 0186-30-1163

電子メールアドレス [suidou@city.kazuno.lg.jp](mailto:suidou@city.kazuno.lg.jp)

提案見積に係る積算内訳書（令和8年10月1日～令和13年9月30日）

商号又は名称 \_\_\_\_\_ ㊞

項目	費目	見積額（税抜）	説明
人件費	小計		
	給料手当等		職名 人（うち地元採用 人） 基本給 年額 円（月額 円） 手 当 年額 円 賞 与 年額 円 小 計 年額 円  ※必ず職種ごとに予定人員体制全員分の労働条件を記入してください。内訳を別紙としても構いません。
	法定福利費		厚生年金、健康保険、児童手当、雇用保険、労災保険
	福利厚生費		
事業経費	小計		
	検針委託費（検針員）		職名 人（うち地元採用 人） 賃金 年額 円（月額 円） 健康診断等 円  ※必ず職種ごとに予定人員体制全員分の労働条件を記入してください。内訳を別紙としても構いません。
	印刷製本費		
	郵送費		
	保険料		
	消耗品費		
一般管理費	小計		
	旅費交通費		
	通信費		
	広告宣伝費		
	交際費		
	会議費		
	車両費		
	車両維持費		燃料費等含む
	租税公課		
	図書費		
	支払手数料		
	諸会費		
	研修費		
	備品費		
	電算システム費		
	データ移行費		
電算保守費			
雑費			
合計		提案見積書の金額と一致すること	

上記項目を参考に見積もることとし、提案がある場合は適宜項目を追加すること。